

議案第 1 号

桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例案

桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例

桐生市事務分掌条例(平成 20 年桐生市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。
第 1 条の表中「総合政策部」を「共創企画部」に改め、「保健福祉部」の次に「子どもすこやか部」を加える。

第 2 条の表の総合政策部の項中「総合政策部」を「共創企画部」に改め、第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とし、同項に次の 1 号を加える。

(4) 防災・危機管理に関する事項

第 2 条の表の総務部の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 15 号を第 16 号とし、第 8 条から第 14 号を 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号を第 8 号とし、第 6 号を第 4 号とし、第 7 号を第 5 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(6) 市の財政計画及び財政管理に関する事項

(7) 公有財産の管理に関する事項

第 2 条の表の市民生活部の項中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号の次に次の 2 号を加える。

(4) 行政連絡所に関する事項

(5) スポーツ振興に関する事項

第 2 条の表の保健福祉部の項中第 4 号を削り、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 保健(他の部の所管を除く。)に関する事項

第 2 条の表の保健福祉部の項の次に次の 1 項を加える。

子どもすこやか部

(1) 児童福祉に関する事項

(2) 母子保健に関する事項

(3) 青少年に関する事項

第 2 条の表の産業経済部の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 日本遺産の保存及び活用に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(桐生市総合計画条例の一部改正)

2 桐生市総合計画条例(平成 29 年桐生市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「総合政策部」を「共創企画部」に改める。

(桐生市子ども・子育て会議条例の一部改正)

- 3 桐生市子ども・子育て会議条例(平成 25 年桐生市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「保健福祉部」を「子どもすこやか部」に改める。

議 案 説 明

議案第1号 桐生市事務分掌条例の一部を改正する条例案

政策実現を推進するために効果的・機動的な組織運営へ改革し、市民サービスの更なる向上を図るための組織の構築に向け、令和2年4月1日付けの組織機構改革を実施するため、所要の改正を行うものです。